

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社ぷらす・あるふぁ
主たる営業所の所在地	兵庫県芦屋市
許可番号	なし
許可を受けている建設業の種類	なし

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和5年10月16日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</li><li>2 期間 令和5年11月6日から令和5年11月8日までの3日間</li></ol>
処分の原因となった事実	<p>（株）ぷらす・あるふぁの代表取締役は、兵庫県内の建設工事において、建設業許可を持たずに軽微な工事の基準額を超過した請負契約を締結した。 このことは、建設業法第28条第2項第2号に該当する。</p>